

火災により損害が発生した場合

お客様

火災発生

(1) 現場の保存

人命救助・延焼防止・避難誘導などの消防活動本来の業務を優先すべきですが、現場確認終了まで「火災現場」の現場保存も心がけるべき必須事項となっています。

(2) 消防署へ出火届出・現場調査・事情聴取

初期消火で消し止めたとしても火災を起こしたら消防署へ連絡しましょう。
(消防法第24条 失火届出の義務)
罹災状況について事故原因等がわかる範囲で事故聴取の対応が必要です。

(3) 事故の連絡

(4) 罹災証明書の取付け

後々の各種手続き(税金の減免など)を円滑に進めるためにも、消防署へ罹災申し渡り罹災証明書を取付けられるようにしておきましょう。

(5) 焼け跡の片付け

消防署および保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡の後片付けが必要です。焼け残った廃材や壁土などは指定された場所以外に捨てることはできません。専門の業者に依頼することもできますが、まず、地元の市区町村の清掃局へ連絡して片付けてもらいましょう。火災保険では後片付けに対しては、「**残存物取片づけ費用**」をお支払いできる場合があります。

(6) 修理・再築の手配

建物の修理、家具の再購入など業者への連絡が必要です。罹災時に連絡先を紛失する事も多いため事前に携帯へ登録しておくとう便利です。

(7) 保険金請求資料の提出

お支払額につきましては、業者の修理見積書または修理費請求書などをもとに算出させていただきます。なお、事故状況等により必要となる書類が変更となる場合もございます。

(8) 連絡

罹災時に留守にしていた家族や見舞いに来た方、郵便物の配達人などに余計な心配や迷惑をかけないよう、連絡先を分かるようにしておきましょう。連絡先用張り紙等が便利です。また、**電話会社、ガス会社、電力会社、水道局**へ火災による損害があった事を連絡しておく必要があります。一時仮住まいとなる場合は特に連絡を忘れずに対応しておく必要があります。

(9) 仮住まいの手配

損害状況によっては仮住まいの手配が必要です。不動産会社も携帯登録しておくとう便利です。**罹災時転居費用**でお支払いできる場合があります。

(10) お見舞いへのお礼

お見舞いに対するお返しは特に必要はないですが、一段落ついたら、お世話になった方へ礼状を出し、安心してもらいましょう。

※家主へ賠償

火災などにより賃貸アパートやマンションなどの借家に損害を与えた場合、借家人は家主に対して建物を元通りにする義務があります。賃貸契約上、借家に損害を与えた場合、債務不履行による損害賠償の責任(借家人賠償責任)が生じます。

(11) 保険金のお受取

(12) 減免の申請

災害で損害を受けた場合には、税金面での救済措置があります。詳細については、最寄りの税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

大同WIL少短
代理店(不動産会社)

事故受付

罹災状況について事故原因等わかる範囲で確認します。被害確認を行い下記資料を受取後、被害金額を算出します。

資料請求

資料受取

必要資料	作成者
修理見積書	修理業者
損害写真	ご契約者・代理店
振込口座	ご契約者

損害調査確認 保険金算出

資料を基にお支払いする金額を算出します。必要に応じて事故原因や損害内容等について調査を行います。

保険金のお支払い

